

## 工事関係特記事項

- 1 総則
  - (1) 関係法規、条例及び規則等を遵守すること。
  - (2) 工事範囲は、バリケード等により明確にすること。
  - (3) あらかじめ現場責任者を定め、発注者に届け出るものとし、工事現場の安全管理を図るとともに、発注者との連絡体制を確保すること。
- 2 公衆災害の防止
  - (1) 工事期間中は、公害、災害及び危険の防止等に最善の対策を行い、施工すること。
  - (2) 工事に当たっては、低騒音・低振動型施工機械等を使用すること。
- 3 過積載車両の排除 工事現場に出入りする車両に、積載違反をさせないこと。
- 4 現場等の美化推進
  - (1) 工事現場に出入りする車両は、美化推進に努力し、工事現場内及び進入路等を汚損した場合は、速やかに清掃すること。
  - (2) 工事現場内及び進入路等は、定期的に清掃を行い、第三者に不快感を与えないように努力すること。
- 5 作業時間の制限
  - (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに夜間の作業は、原則としてしないこと。
  - (2) 作業日及び作業時間は、学校行事等に支障がないよう学校と調整し、決定すること。
  - (3) 工事用資機材等の運搬に係る大型車両の出入りは、登下校時間を極力避けること。
- 6 事故及び苦情処理 事故が発生した場合又は苦情が申し立てられた場合は、速やかに対応し、その内容を、教育委員会事務局教育総務課及び学校に連絡すること。
- 7 第三者の安全確保 工事車両の通行管理を徹底し、第三者の安全を確保するとともに、騒音、振動、防塵等について学校及び近隣に配慮した計画を立て、特に、児童及び教職員並びに来校者の安全確保に細心の注意を払うこと。
- 8 設計の注意事項
  - (1) 材料及び寸法等については、仕様書及び参考図に記載のあるものはこれを基本としつつ、採用する機器等の性能・仕様に合わせたものとする。
  - (2) 仕様書及び参考図のほか、工事の実施に当たっては、次に掲げる仕様書等であって、契約日現在において最新のものを参考にする事。
    - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
    - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
    - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
    - ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 9 工事影響の被害 工事の実施に起因する構造物の被害については、相手方と協議の上、賃貸者の責任において原状に復旧すること。
- 10 その他
  - (1) 第三者災害及び労務災害のないよう、作業時間中又は作業時間外を問わず、十分な計画の基に、安全管理に努めること。
  - (2) 撤去等の際は、事前に発注者及び学校と十分調整を行った上で行うこと。

- (3) 各製品等については、仕様書等に記載のものと同等以上のものとする。
- (4) 仕様書等に記載していない諸設備等で、各種法令に基づき必要となるものは、全て賃貸借に含むこと。

11 機械設備工事

- (1) 空調設備
- (2) その他、仕様書及び参考図に記載のある設備

12 電気設備工事

- (1) 受変電設備（空調設備等の使用に支障がないようにすること。）
- (2) 構内配電線路設備
- (3) 動力設備
- (4) その他、仕様書及び参考図に記載のある設備

13 その他工事

仮設キュービクル設置予定場所とする花壇において、支障となる卒業記念モニュメント2基は、同花壇内の支障とならない場所に移設すること。同じく支障となる樹木のうちダイセンキャラボク1本は、グラウンド内の学校が別途指定する場所に移植すること。その他の樹木については、支障とならないよう適切に伐採・剪定すること。